

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年6月20日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 高砂市荒井町紙町33番1号

氏 名 高砂市民病院

高砂市病院事業管理者

病院長 大野 徹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-442-3981

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高砂市民病院
事業場の所在地	高砂市荒井町紙町33番1号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8311 一般病院
② 事業の規模	病床数 290床
③ 従業員数	302人(平成26年3月時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	108 t	t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物は焼却処理することになっており再生は困難であるため、廃棄物の発生抑制を考慮した診療材料及び消耗品を採用する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	108 t	t
	(今後実施する予定の取組) 医療安全及び院内感染防止の目的からデュスポ化が進んでおり、感染性廃棄物の増加する傾向であるが可能な限り抑制する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	108 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	108 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物業者に委託し、全焼却処理を行っている。		

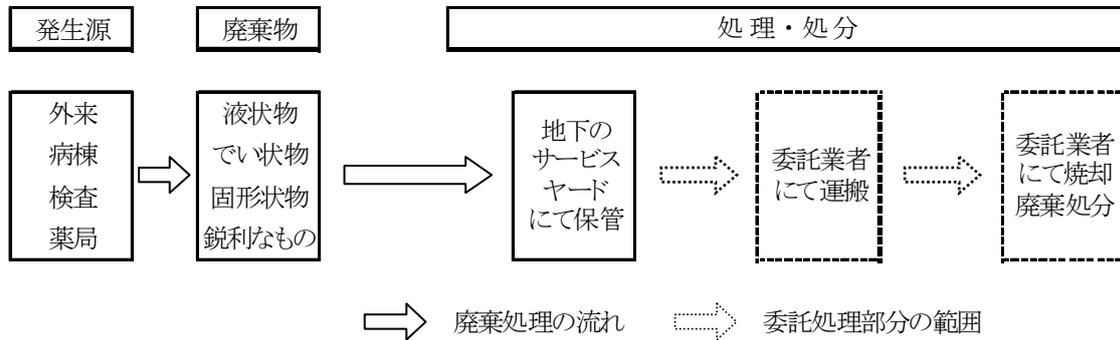
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	108t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	108t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) 認定熱回収業者への処理委託に取組む。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

○ 廃棄物の種類による分別

分類	具体例	梱包	院内中間処理
<液状物・泥状物>	血液・血清等 血液・血清等を凝固剤で ゲル状に固めたもの	専用ポリ容器又はポリ容器(廃物利用) ハザードマーク：赤色	なし
<鋭利な物>	針（注射針・縫合針）・翼状針 メスの刃・かみそりの刃	針専用容器又は専用ポリ容器又はポリ容器(廃物利用) ハザードマーク：黄色	
<鋭利な物>	アンプル 輸液セットのボトル側プラ針 ガラススピッツ カテーテルガイドワイヤー	専用ダンボール箱 ハザードマーク：黄色	
<固形状物>	点滴プラボトル・生食キット (バイアルつけたまま) 100ml 未満のバイアル (抗生物質のビン・ふた) チューブ・吸引チューブ・シリンジ・ディスポ敷布・ディスポ術衣・ガーゼ・包帯・尿コップ 血液の付いた脱脂綿・ゴム手袋 血液の付いた注射器（針なし） スピッツ・スポイド・ポリ検体容器 輸液バック・胆汁バック・アノン容器 ウロガード・バルンカテーテル 紙おむつ（感染症の患者のもの）	専用透明プラスチック袋（2重使用） ハザードマーク：橙色	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○ 責任者及び管理体制図

統括責任者	高砂市病院事業管理者 病院長
特別管理産業廃棄物管理責任者	事務局 総務課 副課長
廃棄物担当部署	事務局 総務課 施設係
役割	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○病院の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	院内感染防止対策委員会 ○廃棄物に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	特別管理産業廃棄物管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員、委託業者に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

(管理体制図)

